

東京市区改正委員会における古市公威*

Dr.Kouji Furuichi and Committee of Tokyo city planning since 1888

神吉和夫**

By Kazuo KANKI

要旨：本稿では、東京市区改正委員会議事録をもとに委員古市公威の発言を抽出して考察を加える。古市は①道路、②水道、③築港(河川)、等について発言している。①道路では、歩道幅員の拡張を可能にし、また、道路の外観と衛生の重視を指摘している。さらに、橋梁について、幅員だけでなく、堅牢、意匠の考慮を求めた。②水道では、道路を水道より先行することを指摘、取調委員となっている。③築港(河川)では、河川港案に対し否定的発言をしている。

1. はじめに

市区改正は都市計画を意味する用語である。『東京市区改正事業誌』¹⁾では「事業ハ端ヲ明治五年ニ發シ」として東京市区改正の嚆矢を銀座赤煉瓦街の建設としている。しかし、銀座赤煉瓦街の建設は局所的な事業であり、東京市区改正が本格化するのは1888(明治21)年8月16日の市区改正条例の発布を受けて、同年10月5日内務省に設置された市区改正委員会(以後、委員会と略記)の審議以降となる。

のちに土木学会初代会長となる古市公威は、委員会が発足すると同時に委員の一人となっている。「東京市区改正委員会議事録」²⁾(以後、議事録と略記)によれば、委員会創設時の委員構成は、委員長・内務次官 芳川顕正、委員は内務省から古市公威以外に衛生局長與専齋、地理局長櫻井勉、大蔵省から参事官成川尚義、主税局次長斯波有造、陸軍から砲兵大佐黒田久孝、工兵少佐田坂虎之助、農務省から地質局長和田維四郎、参事官鬼頭梯二郎、逓信省から書記官山本謙介、同若富正音、警視庁から一等警視林三介、二等警視村上権朝、東京府から書記官銀林綱男、日本橋区長伊藤正信、区部会議員として芳野世経、田口卯吉、沼間守一、犬養毅、須藤時一郎、桐原捨三、福地源一郎、藤田茂吉、角田眞平、武藤直中であり、臨時委員として鉄道省一等技師松本壯一郎、二等技師原口要、東京商工会員渋澤榮一、同益田孝となっている。

議事録によれば、古市公威は第1回委員会(明治21年10月5日)から出席し、最初の発言は第2回委員会(明治21年10月8日)である。最初の肩書きは内務二等技師工学博士となっている。最後に発言をしたのは第133回委員会(明治30年2月19日)、最後の出席は第

145回委員会(明治31年3月25日)である。議事録には、「明治31年7月19日、委員内務省土木局長古市公威依頼本官免セラル」とあり、内務省土木局長辞職にともない委員も退いていることがわかる。

古市公威の事績については『古市公威』に詳しいが、東京市区改正に関しては、水道、築港に関与したこと簡単に触れているに過ぎない。

本稿では、「東京市区改正委員会議事録」を基礎資料に、委員会での古市公威の発言を抽出し、古市公威の市区改正にあたっての考え方について、若干の考察を加えることにする。

2. 道路

(1) 等級

第1回委員会から3日後、第2回委員会が開催された。議題は道路の等級と幅員である。

審議の前に委員から市区改正条例発布後、府民が地所売買・抵当設定に関して困惑しており、路線改正の順序、土地建物買上方法、処分法の審議が必要であるとか、水道の議論を先にすべきとの発言があった。水道先行論については後述する。道路は1~5等、1等道路は1、2類に分け、表-1のような幅員が提案された。なお、審議は第1次会で議案の大意を議し、第2次会で逐条討議、第3次会で全案について議決することが、第1回委員

表-1 市区改正道路の幅員(単位:間)

等	類	幅員	中央車馬道	左右歩道
1	1	>20	>14	各3
	2	>15	>10	各2.5
2		>12	>8	各2
3		>10	>6	各2
4		>8	>5	各1.5
5		>6	歩車道区分なし	

* keyword : 古市公威、市区改正、東京

** 正会員 博士(工学) 神戸大学工学部建設学科

(〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1)

会審議の議事規則で決められている。

第1次会、委員から各種の質問が出ているが、答えるのは伊藤委員である。第1等道路から始まり、第4等道路の議論になって古市公威は発言する。

「一体道路ノ幅員及ヒ車馬道ノ幅員ニハ以上ノ文字ヲ付シ、獨リ歩道ニ以上ノ文字ナキハ如何ナルヤ」

これに対し伊藤委員が歩車道を区別し余裕があれば車道に編入と説明、また、林委員が歩車道の区別無用と述べたのに対して、古市公威は以下のように述べている。

「諸君中ニハ道路ノ車馬道ノ広キヲ望マルルノ説アレトモ、佛都「アールバール、セバストポール」ノ如キハ歩道ノ両側へ樹木ヲ列植シ、其車道ハ僅ニ七間七分ニ過キスシテ、馬車鉄道ノ複線モアリ、尚ホ「オムニブユス」即チ乗合馬車ノ往復頻繁ナレトモ、左迄ニ狭隘ヲ感セサリキ。畢竟、我カ銀座通リノ雜踏ハ、東西仲通り其他ノ路線狭隘ナル為メ、馬車人力車ノ此ニ輻輳スルト、今一ツハ乗車賃ノ廉ナルトニ職由スルナラン。此市区改正事業ニシテ全ク成功ヲ告ケナハ、銀座通リノ雜踏ハ必ス減スルニ相違ナシ。故ニ今日ノ言座通ヲ以テ将来ヲスルハ其当ヲ得サルヘシ。又タ馬車鉄道ノ軌道ヲ障礙物トシテ非難セラルハカ、其ハ軌道其物ニアラスシテ路面ノ不可ナル為メナリ。皇城近傍ハ歩道ヲ広クシ「アブニユ」即チ両側へ樹木ヲ植ヘ、金六町ノ如キ市街ハ歩道ヲ六尺位トシ十分ナルヘシト考フ」

これに対し、福地委員が銀座通りの人力車が減ったのは馬車鉄道軌道を避けるためであり、日本の通則として諸車は左に避け軍隊は右に避けるので、3等以下の車道は広い方がよいと反論、また、若宮委員は歩道が狭まると電柱への犯罪者が増えるので原案据置を主張、村上委員は日本橋～京橋間の往還で負傷者が多いのは歩車道の区別が判然としないためであり、歩道は1間半は必要と述べた。これに対し、古市公威は、

「元来歩道ノ広キヲ要スルハ、小売商櫛比シ商売劇シキ場所ニ限ルヘシ。然ラサル場所ハ一間ノ歩道ニテ十分ナリ。一体是等ノ斟酌上ヨリ考フルモ、歩道ノ間数ニ以上ノ文字ナキハ欠点ト云ハサルヘカラス」

採決の結果、4等道路については原案据置となる。

第5等道路については、原案に対し、最終的には「中央車馬道四間以上左右歩道各三尺以上。但歩車道ヲ区別セサルコトアルヘシ」と変更した。

この歩道幅員に以上の文字を追加する修正を古市公威は第3次会で主張し、他の道路についても議決された。古市公威の主張通りになったということである。なお、古市公威は「元来私ハ道路ノ幅員ハ広キヲ望ムノ精神ナリ」と述べている。

(2)個別道路の幅員決定

翌日の第3回委員会から個別道路についての議論が始まる。最初に議論されたのが、第一道路 萬世橋ヨリ日本橋京橋を経テ新橋ニ至ルノ路線である。

この路線について、古市公威は左右の歩道を4間、幅員は20間と主張し、その理由を次のように述べてい

る。

「斯ル繁昌地ニ対シテハ露店ヲ許サルルヘカラス。之ヲ許ストセハ、列樹ノ間ニハ瓦斯燈アリ、氷店若クハ酒店又ハ新聞売場等種々ノ露店並列スルニ依リ」

幅員を20間と決定することについては、櫻井委員より「道路ノ等級及幅員ノ原則」は昨日決定しているので、個々の道路については「其ノ幅員ヲ記載」してはどうかと発言し全員の賛同を得た。

第4回委員会(10月10日)では、古市公威が第五路線について、一部区間を24間とし他を20間とする提案をした。これに対し、沼間委員から、この事業の成功が幾百年先とも知れること、巨額の事業費、議会審議の問題を指摘し、「左迄害ナキ事柄ハ原案ニ据置トシ、古市委員モ大概ノ修正ハ見合サレテハ如何」と、大概については一々細かい議論をせず原案通りとしてはどうかと指摘した。

古市公威は沼間委員の「攻撃的意見」に対し、「素ヨリ私モ濫ニ道路ノ広キヲ欲スルニアラス。費用モ嵩マス、衛生的ニモ適ヒ外觀ヲモ添ユルノ考ヘニテアリキ。努メテ節約主義ハ採ラサルニアラス」と反論した。

角田委員から明治21・22年度の事業に関わる事業を選択して議論することは、過日、全案を審議すると全員一致で合意している、議会は道路幅員を修正する議権がないと述べたが、委員長が古市公威案の評決をとることで、角田委員の主張は退けられた。

道路に関する古市公威の発言は、道路等級における歩道幅員に以上を設けさせたことにより、道路における歩道の重要性を指摘し、個別道路での幅員決定の自由度を増すとともに、杓子定規な幅員決定を排除したことになる。また、個別道路についての発言は、その道路の果たすべき役割、機能を想定し、「費用モ嵩マス、衛生的ニモ適ヒ外觀ヲモ添ユル」という基本的考え方を明確にしている。

「衛生」は内務省初代衛生局長となった長與専齋が造語したもの³⁾とされているが、市区改正条例の目的に「衛生」が含まれ、大日本私立衛生会が市区改正事業の大半は衛生事業であると指摘している⁴⁾ように、当時にあっては都市計画=衛生計画であり、そのなかに道路、公園、家屋の制、上下水道等の多くの事項が含まれる。

(3)橋梁

道路と同様、橋梁についても等級の審議が第10回委員会(10月19日)に行われている。第一等第一類の橋梁を幅員15間とする審議において、銀林委員が古市公威に幅員15間の橋梁は費用を要するが、第一等第一類の道路には是非15間の橋梁が必要かと質問した。これに対し古市公威は、ロンドン橋の幅員が14間1尺、世界第一と賞賛される「ヒラテルヒヤ」大橋すら15間であるとの例示後、日本橋京橋新橋の如き堅牢を要する橋は小橋にし、装飾を要する2、3を選んで15間とすることを提案している。

橋梁に限らず土木技術に関する事項については、他の

委員から古市公威に直接質問がなされることが多い。橋梁に関して、古市公威は幅員だけでなく、堅牢、装飾の考慮が必要であることを指摘しており、橋梁が用・強・美を備えたものであるべきとの認識を持っていたことがわかる。

3. 水道

(1) 市区改正と上下水道

市区改正委員会に先立ち、内務省では市区改正審査会が設けられており、1884(明治 17)年 7 月、芳川顕正が内務卿山縣有朋に東京市区改正の建言を行った。その文中の「道路橋梁及河川ハ本ナリ、水道家屋下水ハ末ナリ」は道路河川を優先し、上下水道等の生活基盤施設を軽視したものとして有名である⁵⁾。しかし、この解釈は委員会の議事録をみる限り誤りである。

第 1 回委員会で冒頭、芳川顕正委員長が市区改正条例に至る経緯と諮問案の説明を行う。

「上水下水ノ計画及家屋ノ制ノ如キ重要案件ニシテ本案ニ載セサル者ハ、當時、府知事建議ノ際、設計既ニ立テ別ニ申議セシ所アルヲ以テ特ニ之ヲ除キタルカ故ニ、審査会ニ於テモ亦之ヲ議定セサリキ。然レトモ今ヤ上水下水ノ改良未タ全ク緒ニ就カサルニ、正ニ市区改正ノ令發セラレタルノ今日ニ至リ本案ヲ議定スルニ方テハ、上水下水ノ工事及家屋ノ制ヲモ併セテ議定スヘキハ論ヲ待タル所ナリ」

この発言は市区改正において上下水道、家屋の制が審議対象になることを明言したものである。次いで、議事規則、設計上の調査を委員以外の技術家に調査委託すること、それにともなう予算案、等を承認して終了した。

この委員以外の技術家に調査委託するが具体化するのは、後述のようにバルトン等による上下水道調査委員であり、市区改正委員会は当初から上下水道を最重要課題として考えていたことになる。

(2) 道路と上下水道の決定順序

第 2 回委員会は道路の等級と幅員が議題であるが、鬼頭委員が、上下水道計画なくして道路路線と幅員を決定できないのではないか、と疑問を呈し、道路議定がなければ上下水道計画が立てられないとする委員長と対立する。このとき、古市公威の委員会最初の発言がある。

「若シ十番(鬼頭)ノ説ノ如ク上下水道ノ設計ヲ先キニシ、其ノ設計ニ因テ道路ノ幅員ヲ定メント欲セハ、本案ヲ議スルヤ幾年ノ後ニ至ルモ知ヘカラス。成程沈澄池ヲ設クル為メニハ多少ノ道路ニ変更ヲ來タスカハ知ラサレントモ、其ハ極メテ小部分ナリ。私ハ上水下水改良ノ計画ヲ素人考ニテ輕挙ニ決シナハ、其計画タル実ニ危険ナルヘシトス」

この発言によって鬼頭の反論はなくなる。古市公威は技術家の立場から、道路を上下水道より先行して決定すべきであると明言したことになる。

なお、第 7 回委員会(10 月 15 日)では、長與委員が

「抑モ市区改正ノ設計ニ依レハ道路ノ幅員ハ広マルト雖モ、低地ヲシテ之ヲ高ムルノ設計ナシ。然ニ市街地中繁昌地ノ過半ハ零点ヨリ五尺ニ足ラサル低地ニシテ、堅牢ノ家屋ヲ建築セント欲セハ、相当ノ地上ケヲ為サルヘカラス。就テハ委員ヲ設ケ何町ハ何程ノ地上ケヲ要シ其費用若干トノ調ヲ為スハ最モ必要ト思考セリ」と発言し、古市公威も、

「十六番(長與委員)ノ建議ハ下水ニ大關係ヲ有スルニ依リ、其調ヘハ上水下水ノ調査委員ニ於テ之ヲ担当為スコトハトシテハ如何」

と述べているが、地質専門の和田委員を適任と長與委員が指摘したので、古市公威もそれに賛同している。

長與委員の発言は道路に関して、低地においては地上げの検討が必要と指摘しているだけであるが、一方、古市公威の発言は将来における下水設計に関する指摘したものとなっている。近代下水道は下水管渠の勾配設計が重要な要素となるため、下水管渠敷設の道路の地盤高変化が問題となる。この問題がその後、どのように取り扱われたかは不明であるが、東京の下水道は水道建設に相当遅れて始まる事になる。

(3) 上水下水の設計委嘱委員

第 6 回委員会(10 月 12 日)の冒頭、委員長は衛生工学師「バルトン」氏を委嘱委員の主任とし、他に 6、7 名の技師を委嘱して上水下水の設計の任に当たらせたい旨発言した。

これに対し、芳野委員から技師は既に委嘱したのかと質問があり、委員長は「委嘱セント欲スルハ長與専齋、古市公威、原口要、山口半六、永井久一郎、原龍太ノ六氏」と答えている。さらに、福地委員から「パーマー」氏が内務省の雇いではないかとの質問があり、委員長はパーマー氏が内務省土木局の名誉顧問であり、「今日雇聘ノ外国人中衛生工学師ハ「バルトン」氏ノ外ハナカルヘシ」と答えている。

パーマーはわが国初の近代水道である横浜創設水道を担い、横浜水道の恩人ともいわれる⁶⁾が、横浜水道は条約改正を目指す外務省が主導した工事費全額政府支出の特異な事業であり、パーマーの雇用も最適任者というより条約改正論を支持する論客としての側面が外務省に気に入られていたのである⁷⁾。

第 52 回委員会で、東京民営水道案を作成したパーマー氏が、その調査計画書類を寄贈し、参考になったので報酬を出してはどうかが審議されたとき、パーマーの調査書がなければ本水道の設計ができなかつたとの発言に対し、古市公威は了解出来ないと述べている。

(4) 古市公威とバルトン、中島銳治

東京の上下水道計画については、バルトンと中島銳治が重要な役割を果たしたことはよく知られている。バルトンは明治 20 年 5 月、帝国大学工科大学衛生工学専門教師として来日する。前年に工科大学が衛生工学教師の招聘を計画しているが、そのときの工科大学長は古市公威である。また、明治 20 年 6 月、工科大学助教授であ

った中島銳治は米国に自費留学するが、送別会で中島は、「ウォーターワーク」即ち我が國に必要なる水道敷設事業を研究する心算が留学目的であり、学資は勿論自弁の資力がないから出稼人同様彼地に渡り働きつつ勉強する覚悟、と答えている⁹⁾。また吉村長策も、中島が古市先生の勧めにより未だ我国に「サニタリー・エンヂニア」が無いから其方面を開拓するがよいと洋行せられた、と記している⁹⁾。

古市公威は東京創設水道工事の工事長に就任するが、自ら上下水道の計画設計を行ったわけではない。わが国の上下水道界の人材養成を図った人物として記憶されるべきであろう。

4. 築港

築港については、市区改正審査会で審議され、「品海築港意見書」が復申された。しかし、築港については、第1回委員会で委員長が冒頭の市区改正経緯のなかで触れるものの、上下水道と異なり委員会での審議事項として取りあげる発言をしていない。

第9回委員会(明治21年10月18日)では、河川改修が審議され、隅田川等の改修に関連して築港の議論が出ている。隅田川は、吾妻橋上流～永代橋下流の2,645間余を、幅員90間～100間に改修しようとするもので、場所によっては川幅が現状より狭められる計画である。

沼間委員が古市公威に、この幅員減少により水利上妨げがないかと質問、古市公威は「幅員を整理スルニ依リ少シハ狭マルモ差支ナシト考フ」と答えている。田口委員は隅田川が運輸上必要な河川であるので大船が入れる様、中川から導水できないかを問うたのに対し、古市公威は、中川は水量が少ないので、権現堂の水を江戸川より引くことが可能であるが、ただし水利上の変更はとかく人民に苦情がありがちであり、苦情の有無不明、水量を何程増せば川港になるかは調査しないと判らない、ヨーロッパでは潮を利用した川港が多い、等と答えている。古市公威の発言からは、彼が川港は技術的に問題があると考えていたことがわかる。

築港については第20回に議論があり、第21回に益田委員が内務大臣に随行して洋行する古市に築港の取調を託すよう建議し、委員長が「築港ノ調査モ古市ニ嘱託スルコトニセン」とした。また、古市公威も「築港ノ計画ニ就テハ、東京府庁モ充分審議ヲ尽シ、土木局ニ於テモ調査ヲ遂ケ、私一個人ニ於テ調ヘシコトモアリシナレトモ、今回渡航スルニ就テハ巴里ノ港ヲ計画シタル人ハ「ベルタン」氏ノ友人ナルニ依リ、「ベルタン」氏ニ添書ヲ請フ積リナリ。又沸国ニ至レハ二三ノ知人モアルニ依リ、聞合セ得ル限リハ探問」と発言した。

次いで、第27回委員会(明治22年2月19日)、では品海築港方案の取扱いを審議している。この委員会では築港に関する臨時委員として、舟木練太郎、肝付兼行、沖野忠雄が加わっている。沖野忠雄は築港問題の経緯に

触れたあと、委員長の技術家に川港案と海港案のいずれが是かを判断してもらつてはとの提案に対し、在留の技術家に品川湾、江戸川荒川綾瀬川等の流入河川について調査し、外国の工学会に諮問することを提案した。結局、沖野と肝付に調査を依頼することに決した。

5. おわりに

本稿では、古市公威の東京市区改正委員会での発言を抽出紹介し、若干の考察を試みたに過ぎない。議事録を読むと、古市公威は内務省土木技師としてというよりも、江戸に生まれ育ち、東京で暮らす人間として、また、フランスに留学して西欧近代技術を身につけた技術家として、東京の新たな都市創造に向けて発言しているという印象を受ける。また、土木学会初代会長演説で総合性重視を指摘した古市公威の考え方が、都市問題に対して遺憾なく發揮されていると思われる。今後とも、関連資料を調査し、研究を継続していきたい。

謝辞

本研究の基礎資料は、神戸大学建設学科・安田丑作教授より借用した。また、土木学会における古市公威研究会の諸氏との討議が参考となった。記して感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 藤森照信監修：『東京都市計画資料集成 明治大正篇』第33卷、「東京市区改正事業誌」、本の友社、1988
- 2) 藤森照信監修：『東京都市計画資料集成 明治大正篇』第1卷～第27卷、「東京市区改正委員会議事録」、本の友社、1988～1989を参照。なお、本文中の引用箇所は「」で示し、読みやすくするため適宜句読点を付け、旧字は改めた。個々の引用文の出典箇所は省略した。
- 3) 小川鼎三・酒井シズ校注：『松本順自伝・長与専斎自伝』、平凡社、pp.133-139、1983
- 4) 大日本私立衛生会雑誌、第63号、p.599、明治21年8月25日
- 5) 石田頼房：『日本近代都市計画の百年』、自治体研究社、p.92、1987によれば、このような見解は、高木鉢作「都市計画法」、『日本近代法発達史』、第9巻所収、頸草書房、1960にまず示され、柴田徳衛：『現代都市論』、東京大学出版会、1967でも同じ見方が述べられ、広く流布された。
- 6) 『水と港の恩人 H.S. パーマー』、横浜開港資料館、1987
- 7) 横口次郎・大山瑞代：『条約改正と英国人ジャーナリスト H.S. パーマーの東京発通信』、思文閣出版、1987
- 8) 『中島工学博士記念 日本水道史』、同事業会、p.867、1927
- 9) 前掲8)p.888